

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年5月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2400468 号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2500006 号

第1 結論

請求者のA社における平成20年9月1日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、22万円から41万円とする。

平成20年9月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年9月1日から平成21年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年9月1日から平成21年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、前後の期間と比較して大幅に低い額となっている。当該期間に係る給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書により、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額及び請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主はオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出たことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成20年9月1日から平成21年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400452号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年8月1日から平成19年3月16日まで

平成14年8月1日からA社に派遣社員として入社し、平成21年3月まで継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の記録がないのはおかしいので、調査の上、当該期間について記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は平成14年9月26日から平成21年3月15日までA社B事業所において雇用保険に加入している上、請求者から提出された給与振込が確認できる預金通帳の写し、雇用契約書(平成15年2月21日付)及び健康診断結果通知書(実施日:平成15年5月13日)並びに複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間のうち、平成14年9月26日から平成21年3月15日までA社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者は有期契約だったと思われるが、請求期間当時の資料がないため、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料控除は不明であり、当時、従業員の希望により厚生年金保険に加入させていた又は加入させなかった可能性も考えられる旨回答及び陳述している。

また、請求者は、請求期間当時、戸籍附票よりC市、D市、E市を住所地としていたことが確認できるところ、C市が提出した平成15年度(平成14年所得分)の課税台帳によると、社会保険料額は3,503円であることから、平成14年にA社より支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

なお、C市は、平成16年度(平成15年所得分)及び平成17年度(平成16年所得分)に関して課税データはない旨回答しており、D市及びE市は、資料保存期間経過のため、課税資料はない旨陳述している。

さらに、請求者の国民健康保険の被保険者期間について請求者の請求期間当時の各住所地に

照会したところ、C市は「適用開始日平成 14 年 6 月 1 日、適用終了日平成 16 年 9 月 25 日」、D市は「平成 16 年 9 月 24 日～平成 17 年 10 月 1 日」、E市は「平成 17 年 10 月 1 日加入、平成 19 年 3 月 17 日喪失」と回答していることから、請求者は請求期間の全てにおいて国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、請求期間当時、A社における厚生年金保険被保険者記録のある者のうち、照会可能な 22 人の同僚（請求者が名前を挙げた者を含む。）に照会し、8 人から回答及び陳述を得ることができたが、請求期間に係る請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて具体的な回答は得られず、当該期間に係る請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認又は推認できる資料は得られなかった。

また、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はないと回答しており、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400470号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年9月4日から平成19年9月1日まで

平成18年9月4日から平成19年8月31日までA社において非常勤としてフルタイムで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が確認できないのはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された臨時事務補助員名簿(以下「名簿」という。)、事業主の回答及び事務担当者の陳述により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者の中に請求者の氏名はない上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者となっていたことを確認できる記録はない。

また、事業主は、請求期間当時、常勤職員の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である臨時事務補助員については健康保険及び厚生年金保険に加入させていた旨回答しているところ、前述の名簿により確認できる請求者の請求期間における勤務時間は9時30分から16時までであり、請求者の陳述内容を踏まえると、請求者の請求期間当時の労働時間は常勤職員の所定労働時間の4分の3に満たなかったものと考えられる。

さらに、請求者の請求期間当時の居住地であるB市は、請求者について平成18年9月1日に社会保険離脱を理由に同市の国民健康保険の適用が開始され、平成19年11月12日に転出を理由に国民健康保険の適用が終了されている旨回答しており、請求期間直前に勤務していたC社を退職したことを契機として請求者の国民健康保険の加入手続が行われたことがうかがわれる。

加えて、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行ったか、請求者の給与から請求期間

に係る厚生年金保険料を控除したかについて、いずれも不明と回答しており、事務担当者は、前述の名簿以外に請求者の請求期間に係る資料は保存されていない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。